

≪トラブル事例≫

「モデルタレント募集・オーディション受付中」の広告を見て、応募したら、オーディションの連絡があった。指定された日時に会場に行くと、すぐに「合格」を告げられ、ダンスレッスンの契約とプロモーションビデオ制作の契約にサインをするよう求められた。あまりに高額だったので、断ろうとしたが、「その素質を埋むれさせるのはもったいない」と説得されてしまった。

相談員からのアドバイス

→オーディション会場ではじめてダンスレッスンとプロモーションビデオの作成の勧誘を受けています。これは販売目的を 告げられずに呼び出されているので特定商取引法の「訪問販売」に該当します。

→法定書面を受領してから8日以内であればクーリング・オフができます。 また、事業者の側に不実告知又は威拍行為があり、消費者が誤認又は困惑してクーリング・オフを行わなかったときは、クーリング・オフ期限が延長されます。

→勧誘に際して事業者側の不実告知や重要事項の故意の不告 知により消費者が誤認して行った契約の申込や承諾の意思表 示は、取消ができます。

→業者はモデルやタレントに憧れる気持ちに付け込んで甘い 言葉をかけてきますが、金銭の負担を求められる場合は要注意 です。その場での契約は避け、家族に相談するなどして冷静に 判断しましょう。



(消費者庁イラスト集より)